

令和3年度企画展

関宿関所は川関所!?



『関宿土産』(部分) 千葉県立中央図書館蔵

江戸時代の関宿は水陸両面の交通路が交差し、利根川・江戸川沿いに河岸が発達し、人や物資が行き交う交通の要衝でした。江戸幕府は江戸の防衛のために関宿を含む関東の主要な交通路に関所を置き、旅人を監視しました。特に多くの船が通航する関宿は船に積まれた荷物や乗客までも監視の対象にされたので、地元ではいつの頃からか「川関所」と呼ぶようになりました。

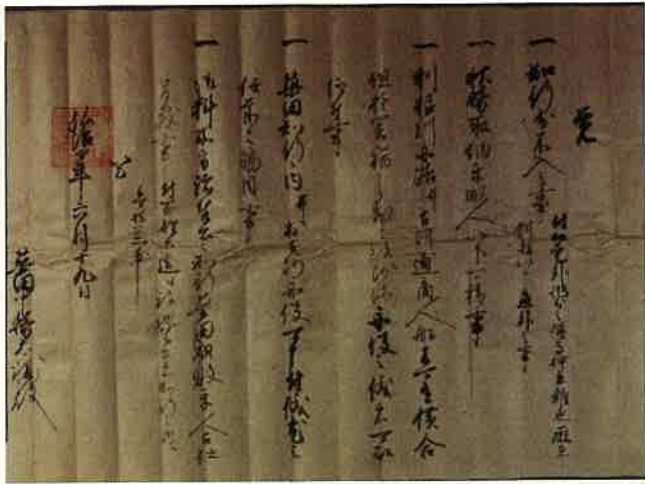
これまで関宿と言えば城下町であり、川と河岸の町の印象が強く、関所があったことはあまり知られていません。かつての関所は現在、江戸川の底に埋没していますから印象が薄いのも無理からぬことです。今回の展示では関宿関所がどのような姿であったのかを紹介するとともに、関所の場所や構造、改めの様子や関所役人の勤務などを残された資料から少しでも明らかにできればと思っております。

プロローグ

関所の始まりは古代に遡ります。律令制度下において東海道の鈴鹿関・東山道の不破関・北陸道の愛発関(後に逢坂関に変更)の三関に代表されるように、関所は都の防衛や人民の逃亡を防ぐために交通の要所に設置されましたが、国家財政の衰弱により関所などの経営が次第に困難となっていきました。

中世になり荘園制の発達により交通路や関所などの諸々の交通施設の維持が、荘園領主や在地領主、現地の民衆に委ねられるようになり、利用者から関所で使用料(関銭)を徴収し、その経営に当てるようになりました。その後、皇室・公家・幕府・守護・地頭までもが競って関所を設置するようになり、商品流通の発展により交通量が増えた港湾や街道に多くの関所が設置されました。

こうした関所は旅行者や行商人等を始めとして多くの人々に不便をもたらしました。天下統一を目指した織田信長や豊臣秀吉は、拡大する領内の商品流通を促進するため占領地域の関所の撤廃を強く進めました。この政策は江戸幕府にも引き継がれていきました。



足利義氏条書〈築田家文書〉

当館寄託

託

永禄元年（1558）に古河公方の足利義氏が築田晴助に宛てた覚書です。晴助に関宿での利根川の通行税の徴収などを追認したもので、築田氏が利根川通行の支配権を握っていたことを示す資料です。戦国期まではこうした地方勢力が交通路に対する強い支配権を持ち、関銭を徴収し、これが国内の人や円滑な物流を妨げていました。

1 交通網の整備と関所

天正 18 年（1590）小田原の北条氏を下した豊臣秀吉の命を受け関東に国替となった徳川家康は、江戸を本拠地とし新領地となった関東の開発を進めました。家康は諸道を整備し領国内の交通の円滑化を図りました。利根川などの主要な河川の瀬替えを行い流域の洪水対策を講じ新田開発を可能たらしめ、江戸市中では小名木川や船堀川の掘削を行い諸河川から市中への船の便を図り、関東全域から江戸への物資運送の水運を向上させました。

慶長 5 年（1600）の関ヶ原の合戦に勝利した家康は、敵対した大名の領地没収や減封・国替え等の戦後処理を行い、慶長 8 年（1603）に家康は征夷大將軍に任ぜられ江戸に幕府を開きました。しかし大坂城には豊臣秀頼が居り、外様大名の中には徳川氏に反感を持つ者も多く、また朝廷も完全に徳川氏に心服しておらず、さらに関ヶ原合戦以降急激に増えた浪人達があり、幕政は安定した状態とは言えませんでした。

幕府は武家諸法度や禁中並公家諸法度などを制定し法整備を進めると共に、全国的な水陸交通網の整備を命じました。慶長 9 年（1604）五街道の整備に始まり、諸大名には参勤交代の義務化と途上の諸道と宿駅の開発を進めさせ、領内の関所の撤廃を命じました。また飛脚制度も整え全国的な通信環境をも改善させました。

こうして国内の安定化を図る一方で江戸を防衛するための幕府は関所の設置を行ったのです。



江戸図

当館蔵

嘉永 7 年（1854）刊。江戸城を中心に江戸市中を描いた絵図です。五街道を始めとする諸道や河川、橋や水路の他に大名屋敷や蔵屋敷・寺社などが描かれています。江戸の繁栄ぶりが伺える資料です。

3 川関所関宿

関宿に関所が置かれたのは元和2年(1616)8月に関東の定船場16ヶ所が定められたことに始まります。2章で述べた通り定船場以外の場所では渡河を禁じ、女性・手負いの者と不審者の通行を留め置き、早急に江戸に知らせることとされました。寛永8年(1631)に幕府の関所規定が出され、定船場のうち関宿を含む6ヶ所と東海道箱根・中山道の碓氷・甲州街道の小仏などが正式な関所と位置付けられ、関宿関所は関宿藩の管理下に置かれることになりました。

この頃の関宿は寛永17年(1640)から江戸川の開削が行われ、権現堂川が庄内古川から江戸川へと流入するようになり、関宿城の北西側を通る逆川も開削されていました。正保4年(1647)～明暦元年(1655)に作成された関宿城絵図には江戸川流頭部の西側の向河岸(現幸手市西関宿)に関所が記されていることから、寛永17年(1640)以降には向河岸に関所はあったと思われます。承応3年(1654)には赤堀川の川底を深くし利根川本流が関宿城の北で常陸川へと流入し、関宿は逆川を経由して利根川・権現堂川・江戸川の合流する所となり、川関所と呼ばれる如く江戸川を渡河する旅人だけでなく船荷と乗客を改める役割を持たされるようになりました。そのため江戸川の関所周辺は改めを待つ船が滞留し、河岸の商家は検査のため上陸した水夫達で賑わいを見せました。

関宿関所は原則として夜間の通行を禁止し、関所手形を所持しない者の通行を許可しませんでした。飛脚や緊急を要する者、近在の百姓や藩士・城下町町人などは例外とされました。関宿関所は2名の番頭以下10名程度の藩士が勤務しました。水陸の交通の要衝にあり交通量の多い江戸川沿いに隣接する関宿関所の業務は煩雑を極めました。関所では通行改めの他に幕府役人や藩主・他藩士への対応も行いました。関所の業務の煩雑さは番士の残した記録からうかがえます。関宿藩では藩から委託された船問屋が船持から手数料を徴収し、船荷改め業務の下請けを行いました。次第に改めは省略化されるようになりました。



『関宿土産』御関所(部分)

千葉県立中央図書館蔵

天保7年(1836)関宿藩士の成石友儀が藩主(久世広周)の帰国に供奉した際に関宿の様子を記したものです。その中に関所の記載箇所があり、建物の配置や改めを受ける人、渡し船の様子が記されています。

明和九年製図西関宿(部分) 野田市郷土博物館蔵

明和9年(1772)に描かれた西関宿(現埼玉県幸手市西関宿)の絵図です。田畑の広さと番地及びその所有者や寺社・堤防などが記されている中に関宿関所の様子も描かれています。建物の配置や船着き場など上の資料とほぼ同一に記されています。



4 旅と関所

江戸後期になると武士の出張や商人の物品購入・販売目的の移動以外に、娯楽を目的とした旅が流行しました。五街道などの交通路とそれに付随する宿場や旅籠・一里塚などの交通インフラが整備されたこと、泰平の世となり道中の安全が確保されたこと、商品流通の発展などで少なからぬ人々に経済的にも時間的にも旅に出る余裕が生まれたことや、人々の教育水準が高まり他所の文物への知的好奇心を満たす旅への欲求が強くなったことなどがその要因として挙げられます。伊勢参りや金毘羅宮・善光寺参りなど遠方の寺社参詣を目的(名目)とした大々的な旅行から、湯治の旅や近隣の観光地を巡る小旅行まで旅のスタイルはさまざまだが、庶民が気軽に旅に出かけられるようになってきました。

各地の名勝・景勝地を描いた浮世絵が人気を博し、各地の旅行記や旅の手引き書ともいべき道中記が出版され多くの読者を得ました。道中記などの旅の案内書には街道・海路や宿場間の距離、名所や旅籠の名称など詳しく紹介され、これらの情報の他に関所の所在も記されていました。

関所の存在は人々の移動に一定の制限を加えていましたが、通行手形さえ所持すれば通過することができ(時には通行手形でさえ不要とされました)不審者や犯罪人の通行を取り締まったため却って旅の安全を保障し、旅の流行を妨げるものにはなりませんでした。

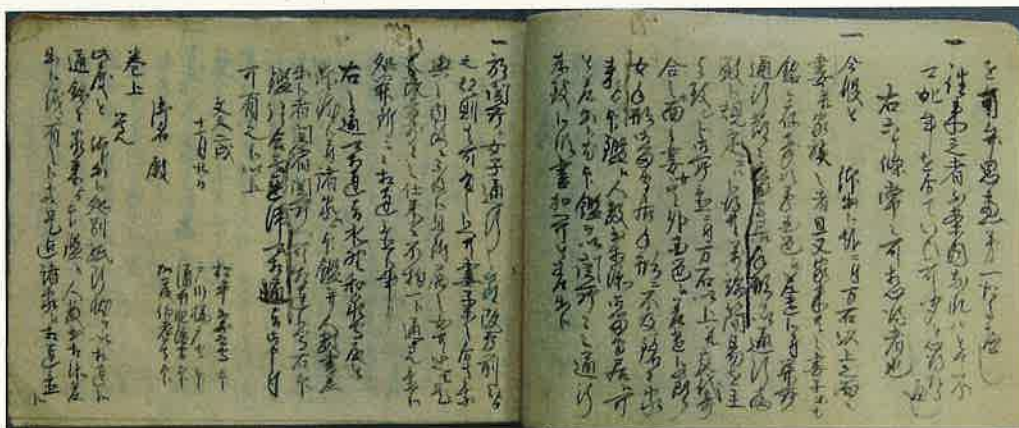
嘉永6年(1853)のペリー来航に始まる幕末動乱の中で関所は新たな転換期を迎えました。横浜などの開港とそれに連なる数々の事件、桜田門外の変や坂下門外の変と江戸市中での騒乱が起こり、幕府政治の弱体化が一挙に進む中で幕府は文久2年(1862)諸大名の参勤交代を緩め江戸に留め置いた妻子の帰国を許しました。これにより関所の改めるべき対象の「入り鉄砲に出女」のうち「出女」は除外され、一般の女性の改めも簡略化されました。討幕運動が進展する中で、関所での改めを再強化する動きもありましたが、明治2年(1869)正月、全国の関所は廃止されました。



五街道中細見記

当館蔵

安政5年(1858)刊の旅行案内です。画面は関宿の頁で各宿場への距離の他に関所の所在も記されています。



関宿関所記録

当館蔵

関宿関所の番士が勤務に関する記録をまとめたものです。文久2年(1862)に大名妻子の帰国が許されたことを受け、関所での女性の改めを緩めるよう指示が出ています。

エピローグ

江戸時代に 54 ケ所あった関所は廃止されてから 150 年が経過し、現在ではその有様を今に伝える所は大変に少なくなりました。

僅かに新居関所（現静岡県湖西市）は建物が現存し当時の面影を残し、また箱根関所（現神奈川県箱根町）は門や番所を含めて関所全体が復元され観光名所として賑わっています。碓氷関所（群馬県安中市）のように陸路に設置された関所は、当時の門や建物の一部を移築・復元し旧街道の町並みと共に当時の景観の保存に努めています。

ただ関所の建物が一部でも残っている例は少なく、地元自治体による調査で関所の存在は判明しても関所が置かれた場所をはっきりと特定することが難しい所も多いです。関東の関所の多くは渡船場に設置されていたため、明治以降の河川改修により川幅と河川敷の拡張と堤防の新設が行われ、渡船場と関所は河川の下に埋まり、その場所が確定できなくなっていました。さらに河川に並走する道路も拡張され、かつての関所跡は実際の場所からはいくらか離れた場所に関所碑と説明板が立ち、辛うじてその存在を伝えている例が多くあります。

関所跡では詳しい情報を得られなくても関所に関する情報は、その関所があった自治体の博物館・資料館や図書館などで入手することができます。ある程度まとまった資料が残されている所ではかつての関所の姿が再現展示されており、往時を偲ぶことができます。



現在の関宿関所跡

江戸川右岸の堤防下（幸手市西関宿）に石碑と解説板があります（写真左）。また左岸には仮番所跡（野田市関宿江戸町）の所在を示す石碑が建っています（写真右）。